十八　ウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十二号）第二の二の1
十九　しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十三号）第二の二の1
二十　トマト加工品についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十五号）第二の二の1
二十一　ジャム類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十二号）第二の二の1
二十二　異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十四号）第二の二の1
二十三　ぶどう糖についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十五号）第二の二の1
二十四　食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十六号）第二の二の1
二十五　食用精製加工油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十七号）第二の二の1
二十六　精製ラードについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十九号）第二の二の1
二十七　マーガリン類及びショートニングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百四十号）第二の二の1
二十八　植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百四十一号）第二の二の1
二十九　煮干魚類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百四十四号）第二の二の1
三十　削りぶしについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百四十九号）第二の二の1
三十一　農産物漬物についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月八日農林水産省告示第千四百三号）第二の二の1
三十二　マカロニ類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百五号）第二の二の1
三十三　乾めん類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百六号）第二の二の1
三十四　食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十五号）第二の二の1
三十五　風味調味料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十六号）第二の二の1
三十六　製材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年八月二十八日農林水産省告示第千百三十七号）第二の二の1
三十七　合板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百四十四号）第二の二の1
三十八　有機加工食品の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百六号）第四条の表の原材料（加工助剤を含む。）の項の1
三十九　有機飼料の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百七号）第四条の表の原材料の項の1
四十　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法（平成十七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百七十一号）一
四十一　畳表の日本農林規格（平成十九年八月二日農林水産省告示第千十七号）第四条の表の品位の項
四十二　畳表についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十九年十月三十一日農林水産省告示第千三百五十三号）第二の二の1
四十三　パン粉についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十九年十一月二十八日農林水産省告示第千四百九十二号）第二の二の1
四十四　定温管理流通加工食品の流通行程についての検査方法（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百二十号）一
四十五　直交集成板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八十号）第二の二の1
（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材等の一部改正）
第五　次に掲げる告示の規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則」を「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」に改める。
一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十六号）の題名
二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の有機農産物に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十七号）の題名
三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の有機農産物加工食品に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十八号）の題名及び一
（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材等の一部改正）
第六　次に掲げる告示の規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令」を「農林物資の規格化等に関する法律施行令」に改める。
一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千五号）の題名
二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千六号）の題名
三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第二号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千七号）の題名及び一
（地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準等の一部改正）
第七　次に掲げる告示の規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則」を「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」に改める。
一　地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百九号）三の1
二　有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十四号）二の2の(2)
三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資（平成十九年十一月十五日農林水産省告示第千四百十七号）の題名
（地鶏肉の生産行程についての検査方法等の一部改正）
第八　次に掲げる告示の規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「第19条の3第2項の」の次に「規定による」を加える。
一　地鶏肉の生産行程についての検査方法（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百十一号）
第一条